

# 会誌『図学研究』投稿規定

## I. 目的

本誌は日本図学会の会誌として図学に関する論文、資料などを掲載・発表することにより図学の発展に寄与するものである。

## II. 投稿資格

日本図学会会誌「図学研究」に原稿を投稿することができるものは、原則として本学会会員とする。

## III. 投稿原稿の種別

投稿原稿は原則として未発表のものとする。ただし、本学会が主催・共催する大会や国際会議での口頭発表はこの限りではない。原稿種別を次に示す。

1. 論文：図学に関連した理論的または実証的な研究に基づくもので、独創性、学術的有用性、信頼性、発展性、完成度を有するもの。以下の2種類に分類される。
  - (1) 研究論文：高い完成度を有するもの
  - (2) 研究速報：特に内容上、速報性が求められるもの
2. 資料：図学に関連した内容をもち、学術的有用性、信頼性、発展性、完成度を有するもの。以下の4種類に分類される。
  - (1) 研究資料：研究に有用と考えられるもの
  - (2) 教育資料：教育に有用と考えられるもの
  - (3) 作品紹介：芸術、デザイン、建築などの作品を紹介したもの
  - (4) 図学ノート：研究・教育に関するもの
3. 記事：論文および資料の他に、以下の種別を設ける。
  - (1) 解説：研究・教育レビューや研究トピックスの紹介など
  - (2) 講座：研究・教育に有用な事例・手段・方法に関する講座
  - (3) 文献紹介：海外文献や国際会議などにおける講演論文の翻訳紹介またはその書評
  - (4) 新刊紹介：会員が執筆した著書や会員の研究・教育に役立つ書籍の紹介
  - (5) 寄書：図学および図学会に関する所感や小論
  - (6) 大会要旨：大会における研究発表の要旨
  - (7) 研究会・研究会議・支部研究会報告：研究会や研究会議などの報告

なお、投稿原稿の他に、巻頭言、リレーエッセイ、会告、事務局報告などを掲載するものとする。

## IV. 投稿手続き

投稿原稿のうち、論文と資料については、本学会のホームページからの投稿とする。投稿ページに必要事項を入力し、執筆要領に従って作成した原稿を、投稿申し込み票と共に投稿する。

記事については編集委員会の指示に従って投稿する。

## V. 投稿から掲載まで

1. 原稿受付日は原則として本学会に原稿の到着した日とする。
2. 論文は、2人ないしは3人の査読者の査読結果にもとづき、編集委員会が審議して採録の可否を判定する。資料は、1人ないしは2人の査読者の査読結果にもとづき、編集委員会が審議して採録の可否を判定する。その他の投稿原稿の掲載の可否については、編集委員会の判断に委ねる。査読の結果、修正の必要が生じた場合は、期限をつけて著者に修正を依頼する。期限を越えた場合は、原稿が再投稿された日を新たな原稿受付日とする。
3. 査読開始後の修正は原則として認めない。
4. 著者校正において、印刷上の誤り以外の訂正是原則として認めない。ただし、著者から編集委員会への申し出があり、これを編集委員会が認めた場合に限り訂正ができる。

## VI. 掲載料

論文、資料に関しては、会誌に掲載するために要する費用の著者負担分の代金を、別に定める掲載料の規定にしたがって納める。掲載料には別刷50部の代金が含まれるが、51部以上の別刷を必要とするときには、別途実費購入する。

## VII. 執筆要領

投稿原稿の執筆に当たっては、本規定ならびに本学会の執筆要領を参照すること。

## VIII. 著作権

1. 論文、資料などに関する一切の著作権（日本国著作権法第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む。）は本学会に帰属するが、著作者人格権は著者に帰属する。
2. 特別な事情により前項の原則が適用できない場合は著者と本学会との間で協議のうえ措置する。
3. 著者が著者自身の論文等を複写・転載・翻訳の形で利用することに対し、本学会はこれに異議申立て、もしくは妨げることをしない。

1967年11月30日制定  
1979年10月改定  
1988年5月改定  
1999年1月12日改定  
2012年5月12日改定  
2019年9月27日改定  
2019年12月25日施行

## IX. 論文賞

研究論文、研究資料、教育資料については、別途定める論文賞表彰規定により、論文賞の選考対象となる。